

佐賀県告示第二百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年八月二十四日から平成二十二年九月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域		
	区 間	変更前 の幅員 メートル	
県道 黒川松島線	伊万里市黒川町大黒川字光月一 〇五四番二地先から	後 四四・二	延長 メートル
	伊万里市黒川町大黒川字網ノ頭 一〇六一番五地先まで	後 一一・三	
	伊万里市黒川町大黒川字光月一 〇五四番二地先から	前 二八・二	延長 メートル
	伊万里市黒川町大黒川字網ノ頭 一〇六一番五地先まで	前 一二・〇	
	伊万里市黒川町横野字畑頭九五 三番一地从り	後 一四・七	延長 メートル
	伊万里市黒川町横野字畑頭九四 五番三地从り	後 八・〇	
	伊万里市黒川町横野字畑頭九五 三番一地从り	前 一五・八	延長 メートル
	伊万里市黒川町横野字畑頭九四 五番三地从り	前 八・〇	